

税務訴訟資料 第260号-92 (順号11448)

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成22年6月1日棄却・不受理・確定

(第一審・京都地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年10月21日判決、本資料258号-197・順号11055)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年4月22日判決、本資料259号-72・順号11185)

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	出口 治男ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	石川 裕一

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成22年6月1日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田原 睦夫
裁判官	堀籠 幸男
裁判官	那須 弘平
裁判官	近藤 崇晴
裁判官	岡部 喜代子

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。